

第2期間合せ自動応答システム（A I チャットボットシステム）構築・運用保守業務委託
（サービスレベル保証付）企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱（平成25年3月22日制定）第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和7年7月8日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

第2期間合せ自動応答システム（A I チャットボットシステム）構築・運用保守業務を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定する。

2 業務の概要

- (1) 委 託 名 第2期間合せ自動応答システム（A I チャットボットシステム）構築・運用保守業務委託（サービスレベル保証付）
- (2) 業 務 内 容 別添仕様書（案）参照のこと。
- (3) 委 託 期 間 契約日から令和11年3月31日まで
- (4) 提案上限額 構築額の提案上限額＋運用保守額（年額）×3か年
＝13,337,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
 - ・構築額の提案上限額：1,337,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
 - ・運用保守額（年額）の提案上限額：4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 支 払 条 件 各年度分を完了後払い
- (6) 契 約 保 証 契約保証金（契約金額の10／100以上の額）が必要
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 企画競争参加申請書（様式1号）の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登載され、「役務」部門の業種「電算」業種細区分「システム開発・運用・保守」又は「役務」部門の業種「電算」業種細区分「ウェブコンテンツの作成」に登載されていること。
- (3) 企画競争参加申請書（様式1号）の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) プライバシーマーク又はI SMSの認証資格を取得していること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	令和7年7月8日(火)～令和7年8月7日(木)
仕様書（案）等に関する質問受付	令和7年7月22日(火)午後5時15分まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和7年7月30日(水)午後5時15分掲載予定
企画提案書等の提出	令和7年7月31日(木)～令和7年8月7日(木)午後5時15分まで（必着）
ヒアリングの実施	令和7年8月15日(金)頃～令和7年8月20日(水)頃
審査結果の通知	令和7年8月下旬頃

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和7年度）からダウンロードすること。

●ホームページアドレス

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0-0.html>

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

（1）受付方法

第2期間合せ自動応答システム（AIチャットボットシステム）構築・運用保守業務委託（サービスレベル保証付）に係る質問書（様式5号）に質問事項を記載し、電子メールにより岡山市 市長公室 広報広聴課（以下「広報広聴課」という。）へ送信後、電話により、到着確認をすること。

●電子メール：shisei@city.okayama.lg.jp ●電話：086-803-1025

（2）回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和7年度）へ掲載する。

●ホームページアドレス

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0-0.html>

7 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

広報広聴課宛てに郵送又は持参により提出すること。

郵送の場合は「第2期間合せ自動応答システム（AIチャットボットシステム）構築・運営保守業務委託 企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により送付すること。

持参の場合は岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日は除く。また、各日の受付時間は午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分とする。

(2) 提出書類

①企画競争参加申請書（様式1号）

- ・岡山市に届け出た使用印を押印すること。

②企画提案書（様式2号）

- ・「商号又は名称」欄は、正本（1部）にのみ記載すること。
- ・提案内容には、商号又は名称、商号又は名称を類推できる表現は使用しないこと。
- ・評価基準（別紙1）の評価項目No.2～7について、提案内容を記載すること。
- ・企画提案書は、評価項目1項目あたり1ページに収めること。
- ・必要に応じて資料を添付し、添付する資料は評価項目1項目あたり3ページ以内とすること。
- ・ヒアリング時に説明しやすいよう、ページ番号をつけること。

③見積書（様式3号）

- ・消費税及び地方消費税を含む構築額と保守運用額(年額)を記載すること。
- ・見積額については、評価項目の一つであり、直ちに本業務の契約金額となるわけではない。

(3) 提出部数

区分	提出書類	提出部数
正本	①企画競争参加申請書（様式1号） ②企画提案書（様式2号） ③見積書（様式3号）	各1部
副本	②企画提案書（様式2号）	6部

(4) 注意事項

- ①提出する提案書は、提案者ごとに1案とする。
- ②仕様書（案）等に関する質問回答を確認のうえ、提出すること。
- ③提出期限までに提出されなかった提案書等は、いかなる理由でも受理しない。
- ④提案書等の提出期限後の差し替え、再提出は認めない。
- ⑤企画競争参加申請書（様式1号）の提出後の辞退については、参加辞退届（様式4号）を令和7年8月7日（木）午後5時15分までに広報広聴課へ持参により提出すること。その後の参加辞退届は受け付けない。

8 特定方法等

(1) 審査体制

第2期問合せ自動応答システム（A I チャットボットシステム）構築・運用保守業務委託企画競争審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

(2) 審査方法

①委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリング並びに提案者からのデモンストレーションにより、審査を行う。

②委員会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

ただし、提案者ごとの評価得点（各委員の評価点数の平均点（小数点第3位を四捨五入））が、50点未満の提案については特定しない。

③評価基準の評価項目について、1項目でも0点があれば最適な提案者として特定しない。

④合計点が同点となった場合は、評価項目1～7の評価合計点の高い提案者を上位とする。

(3) ヒアリングの実施

①発表時間は1事業者につき20分程度とし、委員会委員及び事務局による質疑応答時間を別に設定する。

②発表に用いる資料は、事前に提出された企画提案書（様式2号）に限る。

③発表時間内に、A I チャットボットの利用画面のデモンストレーションを行うこと。
デモンストレーションに必要なパソコン等を持参すること。デモンストレーション画面を表示するための大型モニター及び接続ケーブル（HDMI 接続）は、岡山市で準備する。

④詳細な日時、場所については後日通知する。

(4) 評価基準

評価基準（別紙1）のとおり

(5) 提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

①「3 参加資格」を満たさなくなった場合

②提出書類に虚偽又は不備があった場合

③契約の履行が困難と認められるに至った場合

④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合

⑤提案者がヒアリングに出席しない場合

⑥構築額の見積額が、構築額の提案上限額（1,337,000円）を超過している場合又は運用保守額（年額）の見積額が、運用保守額（年額）提案上限額（4,000,000円）を超過している場合

⑦その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書等を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは提案書等を特定しなかったことを及び特定しなかった理由を書面で通知する。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

10 その他留意事項

- (1) 提案書等の作成及び提出、デモンストレーションに関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、事業受託者の審査以外には使用しない。
- (3) 特定しなかった提案書等は、原則として返却する。返却が不要な場合は、提出時にその旨を伝えること。
- (4) 提案書等に虚偽の記載を行った場合、当該提案書等を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。
- (5) 提案書等は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書等特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。
- (6) この企画競争の提案上限額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (8) この企画競争に関する手続きその他の行為は、岡山市契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによる。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市 市長公室 広報広聴課（岡山市役所 本庁舎4階）担当：杉原、渡邊

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話番号：(086)803-1025

FAX 番号：(086)803-1731

電子メール：shisei@city.okayama.lg.jp